

広資料第271号
令和5年1月10日
教育部文化振興課
市民情報提供資料

歴史民俗資料館の臨時休館について

このことについて、武蔵村山市歴史民俗資料館規則第3条第2項の規定により、下記とおり臨時休館日を設置します。

記

- 1 臨時休館
令和5年1月10日（火）から12日（木）までの3日間
- 2 臨時休館日の設定の理由
歴史民俗資料館職員（会計年度任用職員含む）が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、運營業務が困難であるため。
- 3 消毒作業の実施状況
感染した職員の活動した事務室や共用スペースの消毒は実施済み。
- 4 市民への周知
資料館入口に臨時休館案内の掲示及び市ホームページ
- 5 その他
歴史民俗資料館分館は、通常通り開館しています（1月10日（火）、11日（水）は、定期休館日）。